

○ 性犯罪捜査における産婦人科病（医）院とのネットワーク構築について

刑 捜 一 甲 達 第 1 号

警 県 甲 達 第 1 号

平成16年1月22日

〔 改正 令和3年6月30日 〕

警 サ ポ 甲 達 第 7 号

この通達は、性犯罪における被害者の二次的被害の軽減や適正な捜査を推進するため、性犯罪捜査における産婦人科病(医)院とのネットワーク構築について定めたものである。